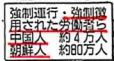


番号	訂 正 箇 所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	125	20～21	<p>員法などを適用し<sup>ぐんじゆ</sup>軍需生産をおこない、国民徴用令<sup>ちゆうようれい</sup>を適用して、多くの人々を工場や炭鉱などへ<u>強制的に連行</u>した。</p>	<p>員法などを適用し<sup>ぐんじゆ</sup>軍需生産をおこない、国民徴用令<sup>ちゆうようれい</sup>を適用して、多くの人々を工場や炭鉱などへ<u>動員</u>した<sup>㊦</sup>。</p>
2	125	側注⑥ 3～12	<p>42年からは官幹旋で、44年からは国民徴用令によって、約80万人の朝鮮人を日本内地や樺太・アジア・太平洋地域などに<u>強制連行</u>した。また同期間に415万人の朝鮮人を朝鮮内の鉱山や工場に、11万人を軍隊内での<u>労務要員に強制連行</u>した。</p>	<p>42年からは官幹旋で、44年からは国民徴用令によって、約80万人の朝鮮人を日本内地や樺太・アジア・太平洋地域などに<u>動員</u>した。また同期間に415万人の朝鮮人を朝鮮内の鉱山や工場<u>で</u>、11万人を軍隊内での<u>労務要員として</u>はたらかせた。</p>
3	134	側注③ 7～12	<p>いるが、このほか、<u>強制連行</u>された朝鮮人の犠牲者や西表島への強制移住でマラリアに倒れた八重山地方などの住民もいた(戦争マラリア)。</p>	<p>いるが、このほか、<u>動員</u>された朝鮮人の犠牲者や西表島への強制移住でマラリアに倒れた八重山地方などの住民もいた(戦争マラリア)。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
4	153	18～19	日本の敗戦時、在日朝鮮人は強制連行による人々も含め200万人以上にもものぼっていた。	日本の敗戦時、在日朝鮮人は徴用令で動員された人々も含め200万人以上にもものぼっていた。
5	153	25～26	サハリンに強制連行された朝鮮人は、日本人でないという理由などで帰国できなくなった。	徴用令などでサハリンに動員された朝鮮人は、日本人でないという理由などで帰国できなくなった。
6	191	3～4  22	1990年代にはいると慰安婦や強制連行など、日本に補償を求める動きが噴出した。	1990年代にはいると韓国人から慰安婦や徴用令による動員、中国人から強制連行などについて、日本に補償を求める動きが噴出した。
			そして97年には、 削除	97年には、

番号	訂 正 箇 所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
7	202	左段 7～10	<p>これらの人々には、日本軍の一員として処罰された元BC級戦犯、<u>強制連行されて労働に従事した人々</u>、そして元慰安婦<sup>いあんふ</sup>などがある。</p>	<p>これらの人々には、日本軍の一員として処罰された元BC級戦犯、<u>朝鮮・中国から動員されて過酷な労働を強いられた人々</u>、そして元慰安婦<sup>いあんふ</sup>などがある。</p>
8	202	右段 24～34	<p>慰安婦問題や強制労働問題など、戦後補償を求める動きに対して政府は、国家としての戦後補償問題は<u>各国との条約で解決済みであり</u>、個人に対する補償には応じられないとしている。<u>また最高裁でも同様の判断がなされている</u>。今日に生きる世代は、戦後補償の問題をどう考えたらよいのだろうか。</p> <p><del>削除</del> <del>削除</del> <del>削除</del></p>	<p><u>韓国人の慰安婦問題や中国人の強制労働問題</u>など、戦後補償を求める動きに対して政府は、国家としての戦後補償問題は条約で解決済みで、個人に対する補償には応じられないとしている。<u>最高裁も同様に判断している</u>。今日に生きる世代は、戦後補償の問題をどう考えたらよいのだろうか。</p>

番号	訂 正 箇 所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
9	202	地図内文字		<p>強制連行された中国人労働者約4万人 徴用令などで動員された朝鮮人労働者約80万人</p>
10	208	7～8	<p>その数は、強制連行された人も含め、労働者全体の60%を越す約7,000人とされています。</p>	<p>その数は、徴用令などで動員された人も含め、労働者全体の60%を越す約7,000人とされています。</p>